# 浪速区役所区民ギャラリー使用要領

## （趣旨）

第1条　この要領は、浪速区役所区民ギャラリー（以下「区民ギャラリー」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条　この要領は、区民の文化意識の向上、コミュニティ活動の振興に寄与するため、日頃の文化、芸術活動の作品展示の場を提供することにより、これらの活動を支援すること及び市政・区政に関する取組の広報・啓発にかかる展示を行うことを目的とする。

## （申請資格）

第3条　区内に在住もしくは在勤、在学する者で構成する団体の代表者とする。

## （展示物）

第4条　絵画、書、手芸品、写真等の作品及び広報・啓発ポスター・パネル等とする。

## （展示物の制限）

第5条　次の各号に該当する作品については展示することを禁止する。

（1）営利を目的したもの

（2）宗教活動を目的としたもの

（3）特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの

（4）暴力団もしくは、暴力団員の統制下にある者で構成される団体によるもの

（5）第三者を誹謗・中傷・差別する内容や法令等に違反する内容を含んだもの

（6）公序良俗に反するおそれがあるもの

（7）第７条に定める区民ギャラリーの展示ケース内に収容できないもの

（8）その他区長が使用目的に適さないと認めたもの

## （区民ギャラリーの管理等）

第6条　区民ギャラリーの管理等に関する業務は浪速区役所総務課（総務）が行う。

## （展示物の設置場所）

第7条　展示物の設置場所は、浪速区役所１階の区民ギャラリーの展示ケース（幅5.15ｍ、高さ2.17ｍ、奥行き0.97ｍ）とする。

## （使用料）

第8条　使用料は無料とする。ただし、展示物の設営及び撤去に要する費用については、第11条の規定により申請者の負担とする。

## （使用期間）

第9条　1週間以上1か月間以内とする。ただし、展示作品の設営及び撤去に要する期間を含む。

## （使用申請方法等）

第10条 使用申請方法は次のとおりとする。

1. 申請者は、「浪速区役所区民ギャラリー使用許可申請書（様式１）」（以下「使用許可申請書」という。）を浪速区役所総務課（総務）へ提出しなければならない。
2. 使用の申請は、使用希望開始日の属する月の6か月前の月の最初の開庁日の午前9時から受付を開始する。
3. 受付は先着順とする。ただし、同時に複数の申請があった場合は抽選とする。

(4) 申請は、窓口、ファックス、メール及び大阪市行政オンラインシステムにより受け付ける。

(5) 前号で掲げる方法に加え、電話でも予約を受け付ける。その場合は、予約後1週間以内に浪速区役所総務課（総務）に使用許可申請書を提出しなければならない。

## （使用の許可）

第11条　区長は、第10条第1項の規定による申請があったときは、使用許可申請書に基づき審査

を行ったうえで使用許可について、「浪速区役所区民ギャラリーの使用について（様式２）」により申請者に通知する。

## （使用許可の取消し）

第12条　実際の展示内容が申請内容と異なる場合及び第5条各号の事由に該当することが判明

した場合は、使用の許可を取り消すことができる。

2　第11条の規定により使用許可を受けた後であっても、浪速区役所業務等で使用する場合、許可を取消し、又は使用期間を変更する場合がある。

## （作品の展示方法等）

第13条　作品の搬入搬出については、全て申請者の責任及び費用において行うものとし、展示ケースの鍵の授受、作品の搬入搬出の際には、事前に浪速区役所総務課（総務）に申し出なければならない。

## （損害賠償）

第14条 申請者が、区民ギャラリーを損傷し、または備品等を破損、汚損または紛失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

## （盗難等における本市の責任免除）

第15条 作品に破損・盗難等が発生し申請者に損害が発生した場合、本市の責めに帰すべき事由があったとしても、本市は申請者における損害について一切の責任を負わない。

## （その他）

第16条 その他、区民ギャラリーの使用の取扱に関して必要な事項は区長が定める。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この改正要領は、令和４年４月１日から施行する。